

産 業 動 物 臨 床 部 会 の 今 期 の 課 題

麻生 哲[†] (日本獣医師会開業(産業動物)担当理事・大分県獣医師会会長)



平成22年8月31日に農林水産大臣が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の第1の1の(3)に産業動物獣医師等の養成・確保が緊急の課題として取り上げられている。

この中で、畜産業が我が国農業の基幹の部門として成長を遂げている一方で、産業動物分野における獣医療の提供面においては、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入の減少等の課題が生じており、また、将来産業動物獣医師が大幅に減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師についても確保が困難になる懸念が示されている。

産業動物分野及び公務員分野の獣医師が現状のままでは不足するという見込みの背景として、①その専門職として担っている社会的役割について国民に十分に認識されていないこと、②獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと、③小動物分野に比べて所得の格差が生じていること、等が指摘されている。また、④新規獣医師が都市部の小動物分野に集中する傾向が続き、さらに産業動物診療施設の再編合理化等が進んだことにより、獣医師の活動分野や活動地域の偏在が発生し、将来的に獣医療の提供が行われない地域が発生する懸念も示されている。全くその通りである。

社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に提供するためには、これら獣医師の不足が見込まれる分野や地域における一層の獣医療提供体制の整備強化が必要となる、と書かれてある。

農林水産省から指摘されるまでもなく、日本獣医師会産業動物臨床部会産業動物臨床・家畜共済委員会では、平成19年5月「中小家畜動物臨床の課題と対応」で、さらに平成23年7月の「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」の中で、これらに対する素晴らしい提案を含めた報告書を取りまとめているが、その大部分が足踏み状態である。

また、今日の産業動物獣医療は、①単に産業動物の診療にとどまらず、②畜産経営の効率化と生産性の向上、

③畜主または管理者の要請に応える必要があり、④家畜伝染病のみならず人と動物の共通感染症の予防やまん延防止等への対応も不可欠である。一方、食品としての畜産物の安全性は国民の一大関心事となっており、産業動物獣医療においては医薬品の残留防止や薬剤耐性菌の発現防止等に十分留意するとともに、畜水産物を介した食中毒の発生予防等にも配慮しなければならない。

したがって産業動物獣医療従事者は、動物の健康や畜産振興のみならず、人の健康や公衆衛生にも密接に関わる社会的公共的な性格を有するものであることを認識すべきである。また、産業動物の経済動物としての側面を考慮しながら動物福祉にも配慮せねばならない時代となりつつある。このため報告書にある提案事項の早急な実施が望まれるが諸々の関連機関との調整もあり遅々として前進が見られてない。

今期は部会長(委員長)としての本委員会に取り組むことになるが、テーマは、これまでの検討をさらに深めるべく、「産業動物獣医療提供体制の整備」を取り上げ、食の安全性確保における産業動物獣医療の果たす役割と家畜共済事業の整備充実に取り組みたいと考えている。

特に、臨床最前線の私たちは食の安全性を確保するため、指示書発行には大きな責任を伴っている。平成19年3月同委員会が発行した「動物用医薬品指示書交付の手引き」で、実に懇切丁寧に解説されているが、悲しいかな完全実施には程遠い。省庁を跨ぎ諸々の関係機関にわたる獣医師法、薬事法、食品衛生法等、提案事項は獣医師会単独では無理があるが、指示書発行、取扱いには獣医師会で主体性をもって実行できる可能性がある。

一例をあげれば「指示書を交付した獣医師は予め都道府県ごとに調整された提出先に指示書の写しを提出すること」とされているが、現況は各都道府県で対応が異なっている。因みに大分県では発行者は月末締で翌月10日までに大分県獣医師会に送付。事務局は内容をチェックした後、農場所在地を管轄する家畜保健衛生所〔県内、県外〕に送付している。家保では事務所にいながらにして農場ごとのワクチンや薬品の流通状況がよくわかると好評だ。

個人的には先ず指示書発行の権利と義務を熟知し、か

[†] 連絡責任者：麻生 哲 (社)大分県獣医師会)

〒870-0901 大分市西新地1-2-29 ☎097-555-9527 FAX 097-555-9528 E-mail: oitakenju@mist.ocn.ne.jp

つ全国各獣医師会の統一見解、認識のもと共同歩調をお願いしたい。このことがいわゆる農場HACCP制度を促進させ、ひいては管理獣医師制度に大きく貢献する第一歩となると信じ、今期の当委員会の中心的な検討課題としたい。

農林水産省においては農場におけるHACCP推進について、食品の安全性の確保の観点からも有害微生物等による畜産物汚染のリスクを低減するため、農場におけるHACCPの考えを取り入れた衛生管理手法（農場HACCP）を推進し、関係機関や民間団体と協力し政策目標として平成25年度までに農場HACCPに取り組む農場数全国5,000農場を目指し農場飼養衛生管理認証体制整備事業に取り組んでいる（農場HACCPの認証体制を紹介する普及、啓発用のDVDが平成23年度中に作成される模様）。

このような状況において、産業動物獣医師のこれからの仕事は農場、加工、流通段階（農場から食卓）までの検証に関わるべきである。

次に、本年10月1日より家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）の一部改正に伴う家畜飼養衛生管理基準も改定された。

家伝法では農水大臣が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師は都道府県知事に届け出ることが義務付けられた。この場合、開業獣医師は届出の時点から制限解除までの行動〔移動〕が制限され、仕事ができなくなり、即無収入となる。農家には補償があるが、獣医師には何の補償もない。早期発見、感染拡大防止の最大の功労者になる筈の獣医師が最大の被害者となる恐れがあり、このことも当委員会の大きな検討課題となるであろう。

これらの点をクリアしないと若者の産業動物分野への進出は到底望めまい。

最後に各畜種別の専門獣医師の養成が急がれ、その活動は動物用医薬品の適正使用、即ち抗生物質の乱用防止やこれに伴う薬剤耐性菌の防止等の実現に繋がり、家畜衛生、損耗防止、経営の安定化及び生産物の品質と安全性の確保に直結するため生産者と消費者双方の立場からその拡大と充実が望まれる。

一説によればアメリカでは「口に入る」までは獣医師の仕事（職域）、嚥下された後は医師の仕事「職域」と聞いたことがある。獣医師だからこそできる社会貢献、獣医師にしかできない社会貢献に努めたい。